山梨県神社庁報



8月10日 山の日 9月21日 敬老の日 9月22日 秋分の日

令和2年夏号 (第190号)



栄とを祈ることを目と世界の共存共を昌と世界の共存共なのがれらぎ、国の大御のがある。

、神の恵みと祖先の恩 とに感謝し、明き清 きまことを以て祭祀 にいそしむこと 本仕し、神のみこと

もちとして世をつく

り固め成すこと

神道は天地悠久の大道であって、崇高なる精神を培あって、崇高なる精神を培ひ、太平を開くの基である。神慮を畏み祖訓をつぎ、いよいよ道の精華を発揮し、人類の福祉を増進するは、人類の福祉を増進するは、「たっうところを明らかにし、ここにこの綱領をかかげて向うところを明らかにし、「ここにこの綱領をかかげて向うところを明らかにし、「大道を関係することを期する。

敬神生活の綱領

新型 口 ナウイルス感染症 早期終息祈願祭一斉奉仕

山梨県神道青年会 会長 竹 柸 元 木

より、 覗うことができる。崇神天皇五 録は、 たとある。このように古き時代 を行い、崇神天皇七年に終息し 年には多くの国民が犠牲とな 大國魂神、 日本における疫病に関する記 災害を乗り越えてきた。 翌六年に神託を受けて日本 日本人は祈りによって疫 古事記崇神天皇の段にて 大物主神を祀り祭祀

べきこととは、 機的な状況が続いている。 崇敬者の祈る心が祭祀に不可欠 である。それのみならず、氏子 神職がこの国難に際して為す 只管に祈ること

令和2年夏号

であり、

神と人が交流する場

「神社」において、参拝できず

動も併せて行っている。 者に知っていただこうと広報活 願祭においては、広く氏子崇敬 ならない。したがって、この祈 とも疫病早期終息の神の徳を頂 くには崇敬の誠を戴かなくては

職は、 に早い疫病の完全終息を祈念す る厳修に努め、 この国難にあって我々青年神 奉務神社での祭祀の更な 氏子崇敬者と共

型コロナウイルス感染症早期終 青年全国協議会が中心となっ 息祈願祭を斎行した。 去る令和二年五月六日に神道 全国の青年会員を対象に新

全世界に猛威を振るい、

未だ危

染症拡大により、我が国を始め、

昨今の新型コロナウイルス感

る。

の写真の通り斎行した。 社及び、神棚前にて十六頁掲載 当会では、会員夫々が奉務神



武田神社 岡田美佐子、中村

新型コロナウイルスを想定した 「神社における新しい生活様式」への対応基準

ついて 基準の趣旨(位置づけ)に

であります。 のご検討、ご判断に資するもの 具体的対応策をお示し、各社で ることはもとより、当庁として であるとの通達が出ておりま 祭祀は斎行するよう努めるべき 応、規模や形態を考慮した上で、 は、感染防止策や衛生管理の対 請しております。神社本庁から 慮や工夫を講じるよう協力を要 接触の機会を削減するための配 対策を講じるとともに、人との 業所等において適切な感染防止 山梨県では、 通常の祭典を厳粛に斎行す 全ての施設

二 新型コロナウイルスを想定 活様式」への対応基準項目 した「神社における新しい生

①「密閉」の回避 【3密の回避】

〇三十分に一回、 る必要換気量を確保するこ 法で殿内、 方向の窓を全開するなどの方 参集所などにおけ 五分程度、二

②「密集」の回避

○御祈祷の事前予約や境内での

○境内の一方通行、神振行事並 内で過度に人が密集する機会 や自粛などにより、 びに露店の出店の形態の変更 ないようにすること。 滞在時間短縮の要請などによ を減らすこと。 同時に多数の人が集まら 神社敷地

3 (「密接」の回避

○殿内の座席は間隔を空けるな 着用のない場合は二メート ど、最低一メートル(マスク の対人距離を確保するこ

)授与所では、 明ビニールカーテンなどで遮 蔽すること。 アクリル板、 透

①マスクの着用

【その他の感染防止対策】

)社頭における神職や職員のマ するよう周知すること。 いる場合には、マスクを着用 スク着用を遵守するととも 参拝者にも他の参拝者が

②手洗い・手指消毒

)殿内に参入するご祈祷者は、)職員は定期的に手指消毒、 すること。 で、入場時に手指消毒を実施 入口に消毒設備を設置した上 洗いを実施すること。 手

③清掃・消毒

手水舎の柄杓、 る人はマスクや手袋を着用 〕ゴミは、ビニール袋に密閉し 触れるものは、高濃度エタノ て捨てること。ゴミを回収す 的に清拭消毒すること。 ールや、漂白剤を用いて定期 ドアノブなど複数の人の手が 脱いだ後は石けんで手を 鈴緒、 座席

距離での会話や発声を避ける 会議の縮小により、近 4体調チェック 洗うこと

○直会、

○発熱 ○職員に対して、業務開始前に 状況によっては、 ご祈祷者に対して、発熱 嘔吐・下痢等の症状がある場 検温・体調確認を行うこと。 確認を行うこと。 ないように呼びかけること。 下痢等の症状があれば来社し やのどの痛みなど)、嘔吐 度であっても風邪症状 えば平熱より1度以上)や軽 合には、出勤を停止すること。 (せきやのどの痛みなど)、 や軽度であっても風邪症 (例えば平熱より1度以 入口で体調 (せき 例



新型コロナウイルス感染症への対応

通知

新型コロナウイルス感染症の発生に伴ふ神社の対応について

(神社本庁総長名·都道府県神社庁長宛) (総神発第九五号·令和二年二月二十日付)

2

神社で行ふ講演会や祭典後の直会等の行事については、

感染拡

新型コロナウイルス感染症につきましては、既に報道等

標記の件、

影響が及ぶことも懸念されます。
現在、国や地方自治体等が感染拡大防止のため各種の対策を講じて現在、国や地方自治体等が感染拡大防止のため各種の対策を講じてに感染者が増加してをり、今後の更なる流行が危惧されます。

ますので、その対応に万全を期するやう、周知方宜しくお願ひ申上げますので、その対応に万全を期するやう、周知方宜しくお願ひ申上げる事態に備へて、左記の通り、当面の対処事項や留意点をお示し致しつきましては、貴庁管内の神社及び神職においても、今後予想されつきましては、貴庁管内の神社及び神職においても、今後予想され

記

一、新型コロナウイルス感染症の感染防止策の実施と発症時の対応

- 変化しますので、継続して正確な情報収集に努め、冷静に対応す変化しますので、継続して正確な情報収集に努め、冷静に対応すること。
- 励行、マスク着用等)を、必要に応じて適宜考慮すること。② 神社内や神職等職員で実施できる具体的な感染防止策(手洗ひ
- 障がない範囲において、建物や境内の清掃・消毒等の衛生管理に③ 参拝者や神社関係者への感染防止を図るため、神社の活動に支

ついても留意すること。

- 接触者相談センター」に電話で相談すること。さらに、発症若しくは発症の疑ひがある場合、都道府県の「帰国者・的な問合せは、厚生労働省や都道府県・保健所等の電話相談窓口に、() 神職等(同居家族を含む。)で症状に不安がある場合などの一般
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備へた神社活動の検討
- き、当該祭祀は斎行されるやう考慮願ひたい。形態を考慮する必要もあらうが、感染拡大が懸念される場合を除形態を考慮する必要もあらうが、感染拡大が懸念される場合を除い祭祀の執行に際しては、今後の感染状況によって、その規模や
- 3 染拡大防止の観点から、 事の実施については、 自 組むことが望まれる。 神社会館 会を提供してゐる事業者に対して、 大が懸念される場合、その内容を適宜変更することも検討願ひたい。 **『粛を要請する可能性もあるので、その場合、** 事態の深刻化によって、 宝物館、 博物館等の施設を有する神社においては、感 慎重に検討されるとともに、 各事業の継続には慎重な配慮を以て取り 今後、不特定多数の者が集まる場や機 国や地方自治体が事業活動の 神社が行ふ当該行 特に参集殿、

以上

新型コロナウイルス感染症への対応について

神社本 庁 総長 名‧都 道府 県 神社 庁 長 宛〉総神発第一一四号‧令和二年二月二十八日付〉

対応を取るやう要請がありました。イベント等の開催を向後二週間程度、自粛或は規模を縮小するなどの以て通知をしてをりますが、二月二十六日には政府より国民に向けて、きましては、既に別添(写)の通り、二月二十日附総神発第九五号を標記の件、新型コロナウイルス感染症への各神社における対応につ

ことを踏まへ、貴庁管内の神社及び神職においても、左記の通り、そつきましては、現在、感染拡大防止のため極めて重要な時期にある

※神社本庁「月刊 若木」より転載

対応に万全を期するやう、 重ねて周知方お願ひ申上げます

等について、 変更等を検討願ひたい。 時間ゐる」やうな環境が生じる場合には、 ふ講演会等の不特定多数の者が集まる行事については、 いとされる「屋内などでお互ひの距離が十分にとれない状況で一定 祭祀は斎行するやう努めるべきである。 中止または規模の縮小を考慮されたい。 但し、 付随する直会や神賑行事 感染のリスクが高 又、神社で行 開催時期の

に応じて留意すること。 マスク着用等) 尚 開催するにあたっては、 及び建物や境内の衛生管理を徹底されるやう、 具体的な感染防止策 (手洗ひ励行、 必要

いても引き続き、感染拡大防止に取り組まれるやう、配慮願ひます。 右の期間は凡そ三月末までを目途としますが、 当該期間経過後に

以 上

新型コロナウイルス感染者の発生時における対応につい 7

がら全国規模で日々新たな感染者が判明してをり、 《府や地方公共団体において種々対策が講じられてゐますが、 標記の件、 現在、 神総 社本 方 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、 総五 長五 名号・ · 都 道 府 県 神 社 庁令和二年三月二十四 予断を許さない状 長日 残念な 宛付

願ひ申上げます。 の対処事項について、 つきましては、 万一、 左記の通りお示ししますので、 神社職員やその家族に感染者が発生した場合 周知方宜しくお

況になってゐます。

政

記

- 神社職員に感染者が発生した場合
- (1)と共に、 恒例祭祀以外の業務を停止し、 速やかに管轄の保健所に連絡し、 一時的に参拝停止の措置を取る 施設の消毒を依頼する。
- (2)当該職員との濃厚接触者を把握する。

(3) 可を得た上で、 施設 0) 消毒、 参拝者の受入れを再開する 及び濃厚接触者の隔離が完了した後、 保健 所

許

(4)めて出勤停止の措置をとり、 を再開させる。 保健所の指示の下、 濃厚接触者に対し、 期間満了後、 二週間以上の期間 医師と相談の上、 勤務 を定

神社職員の家族に感染者が発生した場合

 \dashv

- (1) をとり、 当該職員について、 期間満了後、 医師と相談の上、 二週間以上の期間を定めて出勤停止 勤務を再開させる の措置
- (2) には、 た場合には、 触者に対し出勤停止の措置をとる。 出勤停止の期間中、 当該職員の検査結果が出るまでの間、 前項(3)4の措置を講じる。 当該職員に感染が疑はれる症状が出た場 万一、 検査結果が陽性であっ 当該職員との濃厚接

(1) その他

- 万一の場合に備へ、 管轄保健所を予め把握しておくこと。
- (2) ے ع など、 り神職が不在となった場合に備へ、代はって祭祀を執行する神職 宮司一人奉仕の神社などにおいては、 神社庁や支部内での人的な協力支援について調整しておく 感染者の発生や隔離によ

以

上

新型コロナウイルス感染症拡大に伴ふ、 神社本庁の臨時庁務態勢について

神総 ·社本庁総長名·神宮大宮司·都道府県神社庁長1務発第一九号·令和二年三月二十六日 宛付

該感染症の感染拡大について予断を許さない状況であることから、本 事より発せられた、新型コロナウイルス感染症の 日から二十八日まで職員を自宅勤務と致しました。 に伴ふ自宅勤務及び外出自粛要請を受けて、 標記の件、 御承知の通り、 去る三月二十五日に小池百合子東京都知 今後、 「感染爆発の重大危機 首都圏における当

当該期間中にありましても宿直職員は在庁してをりますので、 ※神社本庁 月刊 若木」より転載

尚

されますので、予め御承知置き願ひます。する予定でありますが、状況により自宅勤務が延長されることも予想緊急の際は左記番号に御連絡願ひます。来週三十日以降は通常勤務と

鋭意検討を行ってをりますことを申し添へます。に重大な支障を来す恐れもあることから、業務継続の方法について、じられた場合、文書収受及び発出、承認事務をはじめとする庁務運営今後、首都圏が「都市封鎖(ロックダウン)」などの強力な措置が講

記

FAX○三—三三七九—八二九九 連絡番号 ○三—三三七九—八○一八(夜間対応可

以上

神社本庁の臨時庁務態勢について(延新型コロナウイルス感染症拡大に伴ふ、

長

神社本庁総長名・神宮大宮司・都道府県神社庁長宛)総務発第二五号の二・令和二年四月十日付

らに当面の間 ます。 以て通知致しました通り、 を延長することと致しました。 症の感染拡大が続いてをり、 務態勢の検討をお願ひしたところでありますが、 づき、七都府県を対象地域に五月六日までを期間とする 「緊急事態宣言_ 宅勤務と外出自粛の要請を受け、 標記 発令に至り、 四月七日には、 の件、 三月二十六日附及び三月二十八日附並びに四 (四月十三日 四月八日附総務発第二四号を以て、 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基 から五月六日、 神社本庁では、 予断を許さない状況にあることから、 職員の自宅勤務を継続実施してをり 但し休日を除く)、自宅勤務 東京都知事による平日の自 依然として当該感染 貴庁に対し臨時庁 月四 H 附 . ප を

いては、本庁各部署メールアドレス(総務発第二一号)、貴庁からの当該期間中は閉庁ではありませんので、貴庁からの各種照会等につ尚、状況に応じて、この期間は短縮または延長することがあります。

神社から問合せがあった場合には、その旨御説明願ひます。直接申込みについても、常時FAXを確認できる体制ですので、管内一九号)を以て対応してをります。また、管内神社から教化冊子等の緊急連絡を要する場合は、二十四時間対応可能な電話番号(総務発第

御理解御協力の程宜しくお願ひ申上げます。 どを検証し、将来に憂ひなき体制を構築して参りたく存じますので、絡を密にして対処して参りますが、事態が収束した後に改めて対応な報収集に努めるとともに、感染者急増といふ状況下、関係各所とも連しなければならない現状にあります。今後も、当該感染症に関する情であり、執行部において即時状況を判断の上決定し、全神社庁に通知今回の当該感染症予防に関する対応は、本庁としても初めての事例

以上

緊急事態宣言追加発令に伴ふ対応につ新型コロナウイルス感染症拡大による

(神社本庁総長名·都道府県神社庁長宛) (総務発第二七号·令和二年四月十七日付)

政府では新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく

標記の件、

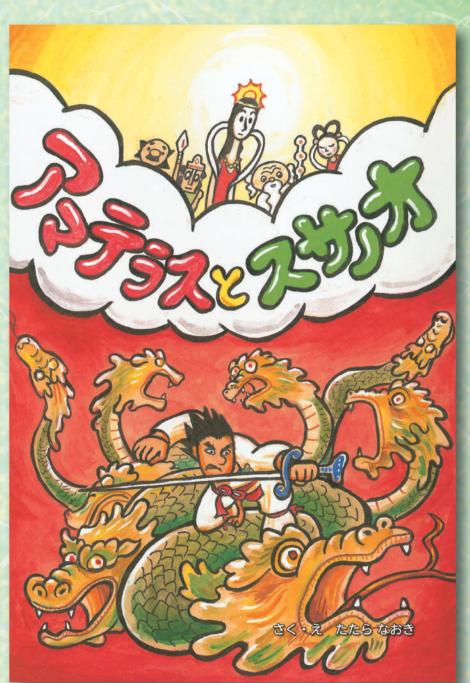
力に推進するとし、 対策として を変更して 対策本部を設置して、 低減する取組を今まで以上に強力に推進する」として、 請から除かれるが、 機会の低減を目指す」こと、 対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」 都道府県を 都府県及び北海道・茨城県・石川県・岐阜県・愛知県・京都府の十三 承知の通り、去る四月十六日、全都道府県を緊急事態措置の対象地域 また、同日政府は 「危機管理上重大な課題である」との認識の下、 「特定警戒都道府県」)として、改正新型インフルエンザ 「特定都道府県において、 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 出勤する場合でも、 特定都道府県では、 当該感染症の拡大防止に努めてをりますが、 特に、 職場への出勤は、 最低七割、 時差通勤など「人と交わりを 在宅勤務 の追加発令に至りました。 極力八割程度の接触 (テレワー 外出自粛等の要 さらに特定警 ク 蔓延防止 を強 御

※神社本庁「月刊 若木」より転載

7

絵本 日本の神話

電話の三―五七七五―一冊 二〇〇円電話の三―五七七五―一一四五門の合わせ、東京都渋谷区千駄ヶ谷四―五―十「一般財団法人、日本文化興隆財団」提供

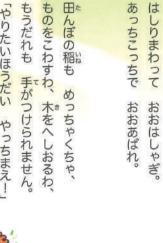


お子さん、お孫さんと、



うれしいなったら うれしいな。」 「わーい、ともだちがいっぱいできた。

もうだれも手がつけられません。 田んぼの稲も 「やりたいほうだい やっちまえー」



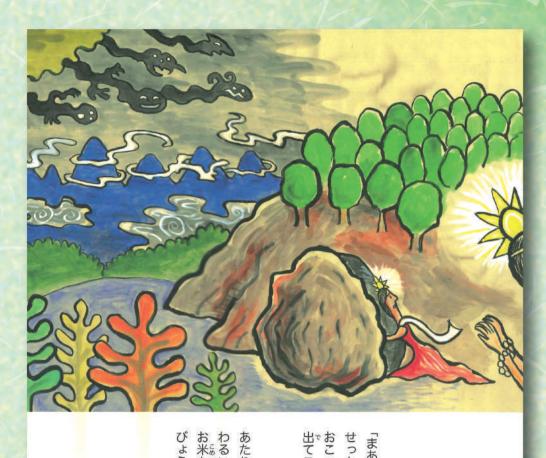




馬をつかまえて、ポーンッと「あばれ馬め、こうしてやる!」 走ってくる馬を見つけると、 なげとばしました。

したじきになってしまいました。

ッカ パッカと



出てこなくなってしまいました。おこったアマテラスは「天の岩戸」にかくれてせっかく「元気づけてあげのに。」

びょうきが ひろまっていきました。お米もやさいも そだたなくなり、わるい神たちが うようよ あばれだし、あたりは まっくらやみになり、



5

されてゐます。 戒都道府県以外にあっても、 知事の判断により、 同 .様の措置 が可能と

はもとより管内神社及び神職に対しては、 るやうお願ひ申上げます。 の神社活動の継続実施を図るため、 を注視するとともに、 貴庁におきましては、 当該感染症の感染拡大を未然に防ぐべく、 各自治体における緊急事態宣言発令後の対応 左記通知内容について再徹底され 神社奉護と宗教法人として

携して当該感染症に関する情報収集に努めるとともに、 続実施に向けた各種支援策等について引続き検討を加へて参りますの 神社本庁と致しましては、かかる緊急事態に際し、 御理解御協力の程お願ひ申上げます。 各神社庁とも連 神社活動の継

記

- 新型コロナウイルス感染症の発生に伴ふ神社の対応につい (総神発第九五号・令和二年二月二十日附、 神社本庁総長名・ ÷ 都
- 新型コロナウイルス感染症への対応について 道府県神社庁長宛
- (総神発第一一四号・令和二年) 都道府県神社庁長宛 一月二十八日附、 神社本庁総長名
- 新型コロナウイルス感染者の発生時における対応について (総神発第一五五号・令和) 都道府県神社庁長宛 一年三月二十四日附、 神社本庁総長名・
- 新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言発令に伴 庁務態勢について 都道

(総務発第二四号・令和二年四月八日附、 府県神社庁長宛 神社本庁総長名・

以 上

通 知 抄

新型コロナウイルス感染症拡大に伴ふ、

·社本庁総長名・神宮大宮司・都道府県神社庁長務発第二〇号の二・令和二年三月二十八日

宛付

神社本庁の臨時庁務態勢について

(継続

神総

新型コロナウイルス感染症拡大に伴ふ、 神社本庁の臨時庁務態勢について

(再継続

神社本庁総長名・神宮大宮司・都道府県神社庁長宛総務発第二三号の二・令和二年四月四日付

新型コロナウイルス感染症拡大による 緊急事態宣言発令に伴ふ庁務態

神総 社務 長日 宛付

勢に

ついて

本発 庁 第 総二 長四 名号・・・ 都令 道和 府二 県年 神四 社月 庁八

※神社本庁 一月刊 若木」 より転載

新型 口 ナウイルス感染症へ 対

通 知

雇用調整助成金の特例措置について

神総 社神 社本 庁 総件発第二一 心長 名・都 道一二号・令和 道 道二府年 · 県四 宗神 社 c 庁七 長日 宛付

する制度である「雇用調整助成金」の特例措置を設け、申請の簡素化休業や出向により職員の雇用を維持した場合、休業手当・賃金を助成り収入が大きく落込み事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が一時標記の件、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の拡大によ と適用拡大を行ってゐます。

も同制度の支援対象であることについて通知がありました。 今般、 別添の通り文化庁宗務課から日本宗教連盟に対し、 宗教法人

員の雇用継続のために同制度を積極的に活用され度く、管内神社に対ついては、御管内に左記の要件に該当する神社がありましたら、職 し周知方宜しくお願ひ申上げます。

模で一時休業や出向を実施する場合は対象となり、雇用保険対象者認対象期間が一ヶ月に短縮されてゐます。)が、四○分の一以上の規症拡大により前年同月比で社入金が五%以上減少してゐる神社(確 れたことに因り客数が減少した場合。など新型コロナウイルス感染主的に休業を行ひ、事業活動が縮小した場合。③市民活動が自粛さて事業活動が縮小した場合。②行政からの営業自粛要請を受け、自①職員が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことに因っ、特例措置の対象 当)も助成金の対象となります。(四月二十五日現在)でない職員の休業(例へばアルバイトで雇用してゐる巫女の休業手

一、支給額

但し、一人一日あたり八、三三〇円を上限とする。休業手当・賃金相当額の五分の四 問合せ先 (四月二十五日現在

用調整助成金コールセンター

電話番号 〇一二〇—六〇—三九九 九

(平日・休日とも午前九時~午後九時まで受付)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けてゐる事業者に対し 緊急経済対策として実施される税制上の特例措置について

神総社神 本庁総長名・発第二三二号・ 都令 道和 府県神社庁二年五月十五 長日 宛付

が大きく落込んだ中小事業者への配慮として、税制上の特例措置を講標記の件、財務省では、新型コロナウイルス感染症拡大により収入 じてゐます。

今般、別添の通り文化庁宗務課から日本宗教連盟を介して、 周知方

の依頼がありました。

あり、法人税や消費税等の課税事業者となってゐる管内神社に対し、ついては、宗教活動以外の活動(収益事業等)による一定の収入が 尚、お問ひ合はせや相談は、左記「一」に関する事項は各市町村に、左記の特例措置について周知方宜しくお願ひ申上げます。 二~四に関する事項は管轄国税局の各相談窓口に直接お願ひ致します。

措置〔但し、令和三年度の課税分に限る〕 償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税 の減免

(適用要件と内容) 〈別紙1〉

三十%以上五十%未満減少してゐる場合 … 二分の一同期と比べて 五十%以上減少してゐる場合 … 全額免除 授与料・祈祷料等の宗教活動に伴ふ収入も合算した収入)が、前年令和二年二月から十月までの任意の三ヶ月間の事業収入(賽銭や 二分の一に軽 減

財務の専門的知識を有する税理士・公認会計士・弁護士など)の認 (手続きと期限) 令和三年一月三十一日までに認定経営革新等支援機関等(= 税務・

問合はせ先

定を受けて市町村に申告する。

から令和三年一月三十一日までに納期限が到来する国税が対象〕、国税(法人税等)納税に係る特例猶予〔但し、令和二年二月 日

(適用要件と内容) 〈別紙2〉

収入が令和二年 一月以降の任意の期間 (一ヶ月以上) において前

※神社本庁 一月刊 若木」 より転載

年同期と比べて二十%以上減少してゐる場合、 を猶予し、 延滞税もかかりません。 無担 保で一 年間 納税

(手続きと期限)

の猶予申請書」を管轄税務署 問合はせ先 令和二年六月三十日、 又は納期限のいづれか遅い日までに (徴収担当) へ提出する。

(適用要件と内容) 欠損金の繰戻しによる還付の特例管轄国税局「猶予相談センター」 〈別紙3〉

事業年度に生じた欠損金額について適用され、前年度に納付した法令和二年二月一日から令和四年一月三十一日までの間に終了する 人税の一部が還付されます。

(問合はせ先) 管轄国税局「電話相談センター」

適用要件と内容) 消費税の課税選択の変更に係る特例 〈別紙4〉

事業者をやめる。或は、課税収入額が五千万円以下になったため簡択すること(例へば、課税収入額が一千万円以下になったため課税思比で概ね五十%以上減少)してゐる場合は、税務署の承認を受け一定期間(一ヶ月以上の任意の期間)の収入が著しく減少(前年同一定期間(一ヶ月以上の任意の期間)の収入が著しく減少(前年同一定期間(一ヶ月以上の任意の期間)の収入が著しく減少(前年同 易課税制度の適用事業者になる。 :になる。等)ができます。 課税収入額が五千万円以下になったため簡

(手続きと期限)

(問合はせ先) 当該課税期間の申告期限までに税務署長に申請書を提出する

管轄国税局「電話相談センター

Ŀ.

細が掲載されてゐますので、 ※別紙1については総務省、 御参照下さい。 別紙2~4については国税庁のHPに詳 以

通 知 抄

新型コロナウイルス感染症拡大に伴ふ

- 社本庁総長名・神宮大宮司・都道府県神社庁長名- 務 発 第 三 一 号 の 二・ 令 和 二 年 五 月 五 日 付

※神社本庁

月刊

若木」より転載

神社本庁の臨時庁務態勢の延長につい

神総



「、 日

第190号

神職身分二級以上の神職で構)山梨県神社庁顧問参与会

より開催致します 参与会第二十八回例会を左記に 成されております神社庁顧問・

一、日 令和二年九月二十三日 **、日 時** (木曜・友引) 午後三時

があります。 ※新型コロナウイルス感染症の ホテル談露館

○山梨県神社関係者大会

に神社神道の昂揚に邁進し、以迷する時局に鑑み神職総代相共左記の日程で開催致します。混 ますよう御案内申し上げます。 何卒万障御差繰り御参会下さい 昌に寄与致したいと存じます。 て地域の平安・活性化と国の隆 令和二年度神社関係者大会を

二年十月二十一日 (水曜・

YCC県民文化ホール

合があります。 ※新型コロナウイルス感染症の (山梨県立県民文化ホール)大ホール

を数えることとなりました。新穀感謝祭は、本年で六十六回我が国柄への思いを新たにするけ、「瑞穂の国」と称えられたけない御神恩に感謝の真心を捧りない御神恩に感謝の真心を捧 とと仰ぐ「お伊勢様」。その限 我が国の御親神、心のふるさ

染症拡大防止に留意した旅程に て実施いたします。 本年は新型コロナウイルス感

令和二年十一月二十五日・二十六日 神宮では御垣内にて特別参 (一泊二日)

一、宿泊ホテル、行程、 が執り行われ、 拝、神楽殿での 下さい。 支部役員・神社宮司にお尋ね は支部によって異なります、 下されます。 神楽殿での御神楽の奉奏 、参拝記念が撤 参加費

容の変更等が行われる場合があ影響により事前通知なく旅行内※新型コロナウイルス感染症の

9 9 • • • 2221

祭 典

W.E MEE 程

9

23

山縣神社例大祭・大弐学問祭

北杜市白州町

1010

朝気熊野神社例大祭宵祭 勝沼町勝沼雀宮神 甲府市国玉町玉諸神社摂社秋葉神社祭

社例大祭 長坂町大井ヶ森森山諏訪神社例祭

10

神社秋季例大祭 高根町長沢船形神社秋季例朝気熊野神社例大祭本祭 山梨市三ヶ所諏訪

神社みそぎ祭宵祭 甲斐市中下条松尾神社み 甲府市善光寺柴宮神社禊祭 甲府市干塚八幡 甲府市千塚八幡神社みそぎ祭例大祭

> 山梨縣護國神社秋季例大祭 祭 小淵沢町北野天神社例大祭

必野村刃罩浅間神社忍野八海祭

介市賑岡町畑倉春日神社例大祭 壬吉田市大明見小室浅間神社高座神社祭

北口本宮富士浅間神社鎮火祭(吉田の火祭り北口本宮富士浅間神社鎮火祭(吉田の火祭り 南アルプス市飯野若宮神社灯籠祭 南アルプ 富士河口湖町浅川白山神社例大祭 ス市鏡中条巨摩八幡宮三社合同祭 昭和町西条義清神社義清公慰霊祭

忍野村忍草浅間神社二百十日祭

1010

9 9 1815 神社秋祭 大月市賑岡町浅利神田神社秋祭藤田八幡社秋季例祭 大月市大月町花咲稲村甲府市宮前町八幡神社例大祭 南アルプス市甲府市東光寺山八幡神社例大祭 富士吉田市下吉田小室浅間神社例大祭宵宮 富士吉田市上暮地神明社例祭

祭 忍野村忍草浅間神社末社諏訪神社例祭富士吉田市下吉田小室浅間神社例大祭流鏑馬 (秋季大祭)(~21日)

(義) 富士河口湖町船津筒口神社例大祭(神富士河口湖町船津八王子神社例大祭(神幸)

10

18

9

. 19

室浅間神社護國神社招魂祭(戦没者慰霊祭 甲斐奈神社秋季例大祭 富士吉田市大明見小大月市駒橋三嶋神社秋祭 笛吹市一宮町橋立 都留市田野倉三嶋神社例祭 局根町箕輪建部神社例祭・戦没者慰霊祭

10

10 10 10 5 10 11

楽祭) 甲州市塩山熊野熊野神社例大祭 市秋季例祭 市川三郷町宮原浅間神社秋祭(神幡神社秋季例祭 韮崎市韮崎町岩下勝手神社牧丘町西保中菅神社秋例大祭 甲斐市篠原八

井町南下条福地八幡神社秋季例大祭

ス市鏡中条巨摩八幡宮秋季例大祭 韮崎市藤 甲斐市西八幡八幡大神社秋季例祭 南アルプ

二郷町鴨狩津向城山神社秋季例祭

八代町北熊野神社秋季例祭

石和八幡宮秋季例祭 南巨摩郡鰍沢町鰍沢八甲州市塩山上於曽菅田天神社例大祭 石和町 甲州市塩山竹森玉諸神社例祭

富士吉田市新屋山神社奥宮祭

船津八王子神社参籠祭 富士河口湖町船津筒 電土吉田市新屋山神社例大祭 同宫町末木両 原土吉田市大居田山神社例大祭 富士河口湖町 祭感謝祭 高北吉田市市是神社例祭 一宫町末木両 原本等例祭 昭和町西条義清神社新 原士河口湖町船津筒 秋季例祭 酒折宫例大祭(宵宮) 甲府市子寺柴宮神社例大祭 甲府市宮原町宇波刀神社 甲斐国一之宮淺間神社秋季大祭 甲府市善光

市七保町葛野御嶽神社例大祭 山梨市正徳寺穴切大神社秋季例大祭 酒折宮例大祭 大月

訪神社秋季例大祭 南アルプス市上今諏訪諏竹新田神明神社例大祭 南アルプス市百々諏身延町八日市場八幡神社秋季例祭 甲斐市宮唐土神社秋例大祭 山梨市大工天神社例祭

. 19

※新型コロナウイルス感染症の影響によ り予定が変更される場合があります。

しかし、コロナウイルスの

一色となっていった。

世間も自粛

P和二年稲積神社例大祭 正ノ木祭

稲積神社 禰宜 根 津 佳 明

去る令和二年二月八日、第一四正ノ木祭実行委員会が開催され、本年の正ノ木祭も例年通り用催される方向が示された。二開催される方向が示された。二開催されの打合せでも、昨年の良かった点を生かし、反省点の改善を要望され例年通り準備を進めを要望され例年通り準備を進める段取りが整った。

なかった。
その時はそれがまさかこんな

拝者や子供達の顔を思い出し 野近に感じたのは、模擬店出店 身近に感じたのは、模擬店出店 を演芸などの神賑行事の準備を で出置が取られたことだった。例年、お祭りを盛り上げる で当世を超える出店や、猿回し で当年を超える出店や、猿回し で当年を超える出店や、猿回し ではめるわけにはいかな い。縁日を楽しみにしている参

で 第二回正ノ木祭実行委員会」 位への負担や迷惑を考えると決 断の時かもしれない。 苦渋の決断が可決されたの は、三月二十二日に開催されたの は、三月二十二日に開催されたの は、三月二十二日に開催されたの は、三月二十二日に開催されたの は、三月二十二日に開催されたの

○最重儀の「例大祭 のみで斎行するは、神職、総代、)御神輿渡御については、 あることを考慮し、 例年八万人を超える来場者の に「道路規制」「神賑行事「植木市・屋台・露店」並び ずに車に乗せて渡御し、 旅所を巡行・神事を行う (舞台・演芸等)」に関しては、 、総代、 神社関係者 正ノ木祭」 中止 各御 担が の判

さん」だった。

さん」だった。

さん」だった。

は果的には、御神輿渡御も唐標にて渡御を行い、参列者も総概の人員のや巫女も必要最低限の人員の代を外郭団体の代表のみ。神職で、とても静かな「しょうのき

して、 代のような生活を取り戻してい に出来ることは只祈る事、 よう精進する時である。 ける未来への扉 くかが課題である。 ーコロナ」としての生活を確立 て「ウイズコロナ」や「アフタ 今でも流行の最中である。 年まれにみる感染症は 世界的パンデミックとして よりビフォアーコロナ時 戦争状態」とも言わ の為にも、 を開けら 我々は「 そし



祓所への参道



御旅所にて



例大祭正ノ木祭

新型



住吉神社 藤巻普紀、相田卓也



淺間神社 津金善美



諏訪神社 坂本 圭



甲斐奈神社 髙原光啓



大宮五所大神 横森大祐

金山神社 金子雄紀



富士山小御嶽神社里宮 小佐野正崇、佐々木大地



福地八幡社 渡邊 博



稲積神社 渡辺 僚



山神社 濱 武尊

ス感染症早期終息祈願祭のようすよる